

平成29年度第1回池田町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年7月24日(月) 池田町役場3階東会議室	
委員	金山紀久(帯広畜産大学学長補佐)、鈴木茂雄(弁護士)、竹川博之(公認会計士) (五十音順)	
町関係者(事務局他)	久野正(副町長)、企画財政課: 餌取光一(課長)、酒井秀司(主幹)、松崎桂介(契約係長) 建設課: 林祐信(課長)、川村博之(建築係長)、吉松詩織(同技師)、産業振興課: 吉田清貴(課長)、菅野政行(耕地整備係長)	
審議対象期間	平成28年10月1日~平成29年3月31日	
議事	(1) 町が発注した工事及びこれに関連する委託業務に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告 (2) 町が発注した工事等のうち、委員会が抽出したのものに関し、制限付一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定理由及び経緯。指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等の審議 (3) 町が発注する工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項についての審議 (4) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情の審議 (5) 談合情報の審議	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
	意見・質問	回 答
議事(○質問、●意見・要望)		
(1) 入札及び契約手続の運用状況 ○期も変わり何点か確認したい。現在の予定価格や最低制限価格の公表時期は、何時か。 ○随意契約の基準はどのようなものか。 ○地方自治法施行令の規定の中に金額の縛りはあるか。	・予定価格及び最低制限価格は、入札執行後(契約後)に公表しています。 ・随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2の規定により行っています。 ・同令同条第1項第1号に上限額の規定があり、その額は町の規則で定めるようになっています。工事で130万円、委託業務で50万円となっており、他の号につきましては、金額の縛りはありません。	

○今回、随意契約で契約しているものは、殆どが緊急性があつて対応したということか。

(2) 抽出案件の審議、意見の具申及び勧告

①[ワイン城D倉庫屋根改修工事]

○指名競争入札で、指名するときのルールはどのようなものか。

○資料で業者毎に番号が振られているが、この番号はどのようなものか。

○適正な価格だったのが実質1者で、あとは入札辞退と予定価格を超過した者という認識で良いか。

○予定価格を超過したのが2者いるが、工事内容に超過が起こるような要因があつた工事か。

②[常盤排水路災害復旧工事]

○この工事は概数発注ということだが、何を概数として発注したのか。

・緊急性があつた工事と特定の業者しかできなく、競争入札に適しない工事を随意契約で契約しました。

・指名選定基準により指名します。町内で出来ることは町内での発注方針がありますので、町内業者が対応できるものは、町内の多くの対象業者を指名することが多いです。

・建設業法に規定する経営事項審査の数値で、これによりランク付けを行っています。

・今回の審議対象期間は平成28年10月から平成29年3月までです。昨年の第2回本委員会の審議対象期間の平成28年4月から同年9月までの入札においても、辞退者や超過者の増加がありました。その時より辞退者は増加しています。これは台風災害の工事の増加による人手不足、資材不足からであると認識しています。

・工事の内容ではなく、台風による災害復旧工事量の増加に伴い、人や資材の不足から、単価アップに繋がり、業者によって調達方法の違いもあり、そのような金額になったと認識しています。

・作業残土処理、仮設材の覆工板やコンクリート構造物の取り壊しなどです。

○設計変更の上申を上げて概数の確定をしたのが工事完成間近のようだが、なぜこのような時期になってしまうのか。

○設計変更により、結果的に当初の予定価格を上回ることになるが、このことは当初の金額設定の間違いではないか。

○入札辞退者が3者。災害が発生し、その復旧など業務過多となり、指名されたけれども3者は対応が難しかったとの認識で良いか。

③[池田小学校トイレ改修工事（機械設備）]

○トイレ改修で機械設備というと、便器などが機械設備ということになるのか。

○落札金額と一番高い金額の差が500万円ある。これは、機械設備の仕入れの差が大きいのか。

○便器等のメーカー指定はあるのか。

④[利別小学校トイレ改修工事（建築主体）]

○池田町の最低制限価格は、90%位で予定価格との幅が小さく、他町が85%位などところもある中、どうして高く設定しているのか。

・工事を進めながら数量を確定するものもあり、この時期になりました。

・概数で積算していますので、間違いではありません。概数発注の場合、公示用設計書に概数と記載してあり、工事を進めながら数量を確定します。予定価格も概数により算出し、入札参加者も概数により積算します。設計変更で、精算することを前提で行っている工事です。

・この工事は10月に発注し、時期的に他の災害復旧工事や既存の受注工事と重なり、重機が確保できない、技術者の確保ができないという状況にあり対応が難しい時期であったと受け止めています。

・便器などで、洗浄機付き便座にも替えています。

・今回3小学校のトイレ改修工事を行っており、3工事とも同じ業者が落札しているので、その仕入れの関係も大きいのかと思います。

・便器等のメーカー指定はありません。

・以前は、85%位でしたが、85%は厳しい現状にあるとの要望もあり、北海道の基準に準じて、最低制限価格を改正しています。

<p>○建築主体工事と機械設備工事の指名業者で両方指名されている業者と片方だけ指名されている業者がいるが、その違いは何か。</p>	<p>・その工事の業種で、建設業の許可を受けている業者か受けていない業者の違いです。</p>
<p>委員による意見の具申又は勧告の内容</p>	
<p>意見の具申 ・なし</p>	
<p>(3) 入札契約制度の適正化の審議、意見の具申 ・なし</p> <p>【意見、質問等】</p> <p><input type="checkbox"/> 前金払制度の拡充・中間前金払制度の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何時から適用しているのか。 回答：平成29年1月25日から適用しています。 ・中間前金払制度は、対象工期何日以上との制限があるのか。 回答：何日以上の工期に適用との制限はありません。 <p><input type="checkbox"/> 現場代理人の常駐義務緩和（兼務）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則を制定しているわけではないのか。 回答：規則ではなく、指名委員会で決定し、実施しています。 <p><input type="checkbox"/> 前金払の用途拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成29年4月1日から平成30年3月31日までに」となっており、実施期間が決められているということか。 回答：国や北海道も単年度、期間限定で行っているのので、それに準じています。 ・前払金用途の事後確認は行っているのか。 回答：保証会社の保証証書の提出を求めているので、それにより確認しています。 <p><input type="checkbox"/> 応札確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞退した業者に応札確認を行うのか。 回答：特定の業者ではなく特定の業種で確認します。 	

(4) 入札及び契約手続並びに指名停止等の再苦情の審議

・なし

(5) 談合情報の審議

・なし

(6) その他

・なし

抽出案件の入札・契約情報

種別	入札方法	工事番号	名称	工事種別	入札参加資格者数	くじ引き業者数	予定価格内入札業者数	予定価格超入札業者数	無効入札業者数		入札辞退業者数	契約金額 税別	落札率	設計変更 税別
									最低制限 価格未 満	左記 以外 無効 札				
工事	指名競争入札	89	ワイン城D倉庫屋根改修工事	建築工事	5	0	1	2	0	0	2	11,800,000	98.42%	
工事	指名競争入札	91	常盤排水路災害復旧工事	土木工事	4	0	1	0	0	0	3	8,300,000	97.39%	1,080,000
工事	指名競争入札	219	池田小学校トイレ改修工事（機械設備）	管工事	5	0	2	2	0	0	1	38,122,016	92.08%	
工事	指名競争入札	222	利別小学校トイレ改修工事（建築主体）	建築工事	5	0	1	0	2	0	2	16,000,000	97.26%	